

第二種特定鳥獣管理計画（第 6 期ニホンジカ管理）（素案）概要

長野県森林づくり推進課

1 計画の目的

科学的・計画的な個体数管理などの施策の実施により、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持する。

2 計画の期間

令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日～令和 13 年(2031 年) 3 月 31 日

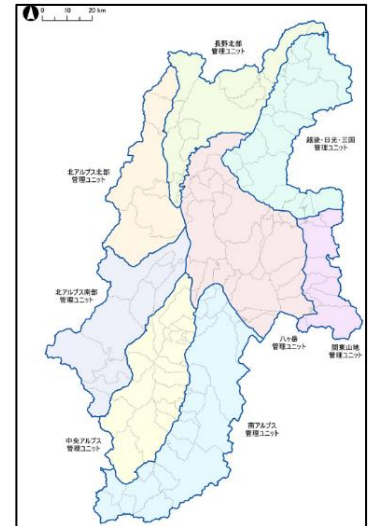
3 計画の対象

(1) 対象鳥獣

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

(2) 対象地域

長野県内全域（8つのユニットで管理）



4 ニホンジカの現状・対策状況

(1) 生息状況

・推定個体数 221,230 頭（中央値）（令和 6 年度末）

（149,144 頭～337,084 頭：統計解析ハーベストベースドモデルによる推定）

・生息分布 分布確認した 1 km²メッシュ数：11,951 メッシュ

（第 5 期計画時点：10,146 メッシュ）

(2) 自然植生への影響

令和 6 年度に県内 116 箇所で行った森林下層植生の衰退度調査の結果、八ヶ岳管理ユニットを中心に顕著な衰退を確認した。また、令和元年度時点では森林下層植生の衰退が確認されていなかった中央アルプス、越後・日光・三国、長野北部、北アルプス北部の一部で衰退を確認した。

(3) 個体数管理

県全体の捕獲数は第 4 期計画期間より増加傾向で推移しているが、令和 6 年度のニホンジカ捕獲数は約 3 万 3 千頭と、年間目標捕獲数 4 万頭に対し、8 割程度にとどまっている。

捕獲圧の不足により推定個体数が増加しているため、引き続き捕獲を推進する必要があるが、これまでの捕獲により生息密度の低下が図られ、捕獲効率が悪くなったことや分布拡大地域で捕獲体制が整っておらず、捕獲数が追いついていないことなどが課題となっている。

(4) 被害防除対策

ニホンジカによる農業被害及び林業被害は、県内全域で発生している。農林業被害額は、捕獲対策に加え侵入防止柵等の設置により、平成 21 年度より減少傾向にあったが、近年は微増傾向にあり、令和 5 年度は約 2 億 5 千万円の被害が発生している。

ニホンジカの分布拡大地域で十分な対策が行われていないことや侵入防止柵を設置した地域においても適切な維持管理がされず、対策の効果が十分発揮されていないことが課題である。

(5) 生息環境管理

耕作放棄地や緑化法面、牧草地等が餌の供給地となり繁殖率が向上することがないよう、侵入防止柵の設置等、生活環境管理のための施策を推進してきた。また、人と野生鳥獣の緊張感ある棲み分けを図るため、里山周辺の緩衝帯整備や鳥獣の移動経路の阻害等を行ってきた。

(6) ジビエ利活用の推進等

信州産シカ肉認証制度の創設や供給、需要拡大に向けた施設整備、県内外の消費地に向けたマーケティング活動などの結果、令和 5 年（2024 年）度の県内のニホンジカ食肉利用頭数及び精肉量は共に全国第 3 位となっている。

一方で、捕獲後の加工施設までの搬入時間等により食肉利用できる個体は限られており、令和 5 年（2024 年）度は総捕獲数に対する食肉利用頭数が 24.6%にとどまっているため、引き続きジビエ利活用の推進を図る必要がある。

5 計画の目標

- ① 農林業被害の軽減
- ② 自然生態系への影響の軽減
- ③ 個体数の削減・個体の排除による適正な生息密度への誘導

6 目標を達成するための取組

個体数管理を中心とした対策を推進するが、捕獲のみでは農林業被害等を防ぐことはできないため、「被害防除対策」、「生息環境管理」、「ジビエ利活用の推進」等の総合的な対策を実施する。

(1) 個体数管理

管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟の組み合わせにより実施する。

- ・管理ユニットごとの目標捕獲数

第 5 期計画より、すべての管理ユニットに目標捕獲数を設置し、捕獲を推進してきたところ。令和 6 年度末時点の推定個体数及び令和 6 年度の捕獲実績を考慮し、第 6 期計画でも、管理ユニットごとに目標捕獲数を設定する。

(頭)

管理 ユニット 項目	関東山地	八ヶ岳	南アルプ ス	越後・日 光・三国	長野北部	北アルプ ス北部	北アルプ ス南部	中 央 ア ルプス
第5期計画 目標捕獲数	4,000	15,500	11,000	5,000	1,500	500	500	2,000
第6期計画 目標捕獲数	↑4,400	↑16,500	↓9,000	↓3,500	↑2,200	↑700	↑700	↑3,000
令和6年度 捕獲実績	4,135	15,968	8,028	1,857	1,773	90	250	1,334

・重点捕獲区域の設定

生息密度の高い関東山地、八ヶ岳、南アルプスの3つの管理ユニットのうち、特に高密度の生息地に重点捕獲区域を設定し、河川などの地形に基づいたブロックにより捕獲目標数を定める。指定管理捕獲等事業等を活用した捕獲を実施し、ユニット全体の生息密度の低減化を推進する。

・錯誤捕獲の防止

くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲が毎年多数発生しているため、管理捕獲に用いるくくりわなの輪の直径は原則12センチメートル以内であることを明記する。また、12センチメートルより大きいくくりわなを使用する場合は、捕獲許可の際にその旨を記載し、錯誤捕獲の予防措置を講ずることを位置付ける。

(2) 被害防除対策

- ・捕獲のみでは農林業等への被害を防ぐことが困難であることから、侵入防止柵の設置や樹皮剥ぎ防止テープ巻き、忌避剤等の被害防除対策を推進する。
- ・高山植物や植生など自然生態系への影響については、関係機関と連携しながら、侵入防止柵等による防除対策を継続する。

(3) 生息環境管理

造林新植地、牧草地等がニホンジカの餌資源の供給地となり、繁殖率を向上させないよう侵入防止柵の設置及び維持管理、誘引物となる野菜くず等の作物残さの適切な処分等を推進する。また、ニホンジカの分布を拡大させないため、移動経路となる河畔林等の整備を推進する。

(4) ジビエ地活用の推進等

- ・ニホンジカの持続可能な捕獲を行うため、捕獲に対する意欲を高めるための動機付けとして、捕獲個体のジビエ（食肉）の利活用を推進する。
- ・県内外の飲食店での販売・利用促進による信州ジビエの消費拡大、信州産シカ肉認証

制度による認証取得施設の増加等、計画的・効率的な供給体制の整備等を行う。

7 普及啓発

ニホンジカの管理について、さまざまな施策や計画をより円滑に実施するためには、県民や地域住民の協力や理解が不可欠であることから、普及啓発を積極的に実施する。

8 モニタリング

捕獲数、農林業被害額、生息状況調査等、必要な項目についてモニタリングを実施し、計画の進捗状況を評価・検討するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うフィードバック管理により計画を実行する。

9 関係機関の連携

管理を適切に推進していくため、行政、捕獲者、関係団体、地域住民等が連携し、合意形成を図りながら管理事業を実施する。